

平成 28 年 3 月 25 日

各位

会社名 兼松株式会社
代表者名 代表取締役社長 下嶋政幸
(コード番号 8020 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 渡部佳津子
(電話番号 03-5440-8000)

証券取引等監視委員会による当社元従業員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社の過去の提携案件に関し、当社元従業員による内部者取引について、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社元従業員に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家、取引先をはじめとする全ての関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 勧告を受けた事由の概要

証券取引等監視委員会の勧告によりますと、当社元従業員は、日本マニファクチャリングサービス株式会社(以下、「日本マニファクチャリングサービス」と当社との資本業務提携に関する契約締結の交渉に関し、日本マニファクチャリングサービスの業務執行を決定する機関が、当社と業務上の提携を行なうこと及び当社に対する第三者割当により自己株式の処分を行うことについての決定をした旨の重要事実を、その職務上知り、当該重要事実が公表された平成 27 年 3 月 30 日より前の同年 3 月 27 日、自己の計算において同社株式 2,000 株を、代金合計 80 万 4,600 円で買い付けたというものです。

以上の行為が、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当するとされました。

上記の違法行為に対し、当該元従業員が金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、77 万円です。

2. 当社元従業員に対する社内処分等について

社内調査等の結果、社内規程違反の事実が確認されたため、既に社内規程に則り厳正に処分致しております。

3. 当社の対応について

当社では、重要事実の管理およびインサイダー取引規制に関する社内規程を策定・運用し、社内研修等においてその周知に努めていたにもかかわらず、今回の事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

今回の事態を踏まえ、情報管理体制ならびに手順の明確化など、社内規程の見直し・強化を行ないました。今後、社内規程を周知徹底するとともに、全役員・従業員に対するコンプライアンス研修の一層の充実を図り、インサイダー取引の再発防止に努めて参ります。

以上